

なるほど!
ザ・ファンド

Q & A

Vol.156

Q.

2024年からの新しいNISAは何が変わるのですか？

A.

以下の5つの点について見直される予定です。

①年間投資枠、②制度併用の可否、③非課税保有期間、④非課税保有限度額、⑤投資可能期間です。

政府は令和5年度税制改正において、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、現行のNISAの抜本的拡充と恒久化を行うことを閣議決定しました。

今回の改正点は大きく5点、①年間投資枠、②制度併用の可否、③非課税保有期間、④非課税保有限度額、⑤投資可能期間です。長期・積立・分散投資による継続的な資産形成を行えるよう、非課税保有期間を無期限化するとともに、口座開設可能期間については期限を設けず、NISA制度が恒久化されます。

2024年1月以降の新しいNISAについて

現行NISA

新しいNISA

	つみたてNISA	一般NISA	つみたて投資枠	成長投資枠
①年間投資枠 (投資対象商品)	40万円 (積立・分散投資に適した一定の投資信託)	120万円 (上場株式・投資信託等)	120万円 (現行のつみたてNISAと同様)	240万円 (上場株式・投資信託等 ^{*1})
②制度併用の可否	不可		可能	
③非課税保有期間	最長20年間	最長5年間	無期限化 ^{*2}	
④非課税保有限度額	800万円	600万円	1,800万円(総枠) ^{*3} (成長投資枠は1,200万円まで)	
⑤投資可能期間	2042年末まで (新規買付は2023年末まで)	2023年末まで	恒久化 ^{*4} (2024年1月以降)	

- *1 整理・監理銘柄、信託期間20年未満、高レバレッジ型および毎月分配型の投資信託等を除外。金融機関による「成長投資枠」を使った回転売買への勧誘行為に対し、金融庁が監督指針を改正し、法令に基づき監督およびモニタリングを実施。
- *2 非課税保有期間の無期限化に伴い、現行のつみたてNISAと同様、定期的に利用者の住所等を確認し、制度の適正な運用を担保。
- *3 簿価残高方式で管理(枠の再利用が可能)。利用者それぞれの非課税保有限度額については、金融機関から一定のクラウドを利用して提供された情報を国税庁において管理。
- *4 2023年末までに現行の一般NISAおよびつみたてNISA制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用。現行制度から新しいNISA制度へのロールオーバーは不可。

(出所) 金融庁等の資料を基に三井住友DSアセットマネジメント作成

※上記は、NISA制度のすべてを表すものではありません。
※この資料の最終ページに重要な注意事項を記載しております。必ずご確認ください。

【重要な注意事項】

■当資料は、情報提供を目的として、三井住友DS アセットマネジメントが作成したものです。特定の投資信託、生命保険、株式、債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。■当資料に基づいて取られた投資行動の結果については、当社は責任を負いません。■当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料に市場環境等についてのデータ・分析等が含まれる場合、それらは過去の実績および将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。■当資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。■当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。